

西予市物品等入札者心得

令和8年3月31日

西予市告示第72号

(趣旨)

第1条 この告示は、西予市が発注する物品の買入れ、製造の請負、修繕及び役務の提供等(建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務を除く。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)を行う場合における取扱いについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び西予市契約規則(平成25年西予市規則第13号。以下「規則」という。)その他の法令等に定めるもののほか、入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)が守らなければならない事項について定めるものとする。

(入札等)

第2条 入札者は、規則及び仕様書、図面、契約条項、その他関係書類(以下「仕様書等」という。)を熟覧し、必要に応じて現場等を確認の上、入札しなければならない。

- 2 入札者は、仕様書等について疑義がある場合は、市長が指定する方法により、期限までに質問を提出することができる。
- 3 前項の質問が提出された場合は、ファクシミリ又は電子メールにより質問者に回答するものとする。この場合において、当該質問事項及びその回答を閲覧の用に供するものとする。
- 4 入札書の記載等については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 入札書は、所定の様式を使用すること。
 - (2) 入札書は、1件ごとに1通作成し、封筒に封入し、当該入札の方法に従って提出すること。
 - (3) 入札書等の提出書類の文字及び押印を要する場合の印影は明瞭であって、かつ、消滅しないもので記載すること(鉛筆等による記載はしないこと。)
 - (4) 入札金額は、アラビア数字を用いること。
 - (5) 郵便入札における入札書にあつては、くじ番号を記載すること。
 - (6) 入札金額は、入札公告又は入札通知書に指示がある場合を除き、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記入すること。
- 5 郵便による入札は、入札公告又は入札通知書において指定した場合に限り、これを行うことができるものとする。

6 入札者は、入札執行時又は入札執行後において、入札書記載金額の根拠が確認できる書類(積算内訳書等)の提出を求められた際は、これを提出しなければならない。

7 いったん提出した入札書の返還、書換え、引換え又は撤回は、できないものとする。

(同等品)

第3条 物品の買入に係る入札において、仕様書等に同等品(仕様書等に記載された同等品の要件を満たすもの。以下同じ。)による入札を可能とする旨の記載がある場合は、入札者は、仕様書等に例示品として記載されたメーカー名、製品名及び型式による物品(以下「例示品」という。)のほか、同等品による入札を行うことができる。

2 入札者は、前項に規定する同等品による入札を行う場合は、市長が指定する方法により、期限までに同等品確認依頼書(様式第1号)及び同等品の要件を満たすことが確認できる資料を提出し、同等品としての選定可否について確認を受けなければならない。この場合において、同等品の確認に係る回答は、前条第3項の例により行うものとする。

3 入札者は、前項の規定により、同等品の確認を受けた場合であっても、例示品により入札を行うことができる。

4 入札者は、他の入札者が同等品として確認を受けている物品については、当該物品により入札を行うことができる。

(入札代理人等)

第4条 入札代理人は、入札者が法人であるときは、その法人の役員又は社員(従業員等)、個人であるときは、その使用人又は生計を一にする親族に限り、これを認めるものとする。

2 入札者は、代理人をして入札に参加させるときは、入札開始前に、その代理権限を証する書面(以下「委任状」という。)を提出し、入札執行者の確認を受けなければならないものとする。

3 入札者又は入札代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできないものとする。

4 入札代理人の提出する入札書には、入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印鑑を使用するものとする。ただし、担当者の氏名及び連絡先を当該入札書に記載した場合は、押印を省略することができる。

(入札の辞退)

第5条 入札者は、入札書を提出するまでは、入札を辞退することができるものとする。

2 入札者は、前項の規定により入札の辞退をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 入札執行前 入札辞退届を市長に持参又は郵送により提出して行う。

(2) 入札執行中 入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。

3 前項の規定にかかわらず、郵便入札の場合にあっては、西予市郵便入札実施要綱(令和8年西予市告示第71号)に定めるところにより入札辞退届を提出するものとする。

4 指定した場所及び日時までに入札書の提出がない場合は、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではないものとする。

(入札の延期等)

第6条 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとする。

2 入札者が1者に満たないとき又は指名競争入札において入札者が2者に満たないときは、入札を中止するものとする。

3 前2項の場合において、入札執行者は、入札者の損害に対しその責を負わない。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 規則又は入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札者又はその代理人がした2以上の入札

(4) 明らかに連合によるものと認められる入札

(5) 代理権限のない者のした入札

(6) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報入手した場合など入札を継続することが適当でないとして認められる入札

(7) 金額を訂正した入札

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(9) 予定価格の事前公表を行う入札において、当該予定価格を超える入札

(10) 郵便入札において、くじ番号の記載のない入札

2 前項各号の無効の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。

(公正な入札の確保)

第8条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札者は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札会場の規律)

第9条 入札会場には、入札者(入札代理人を含む。以下この条及び次条において同じ。)以外の者は立ち入ることができないものとする。ただし、入札執行者が認めた場合は、各入札者は、1人まで補助者を同席させることができる。

2 入札者は、入札会場においては、入札執行者の指示に従わなければならない。

3 入札執行者は、入札者が指示に従わないおそれがあると認められるとき、入札に関し不正若しくは妨害の行為を行うおそれがあると認められるとき、又はこれらの行為をしたときは、当該入札者に対し、入札会場への入場を拒み、又は入札会場からの退場を命じることができる。

4 入札会場では、携帯電話の使用及び私語等の行為を禁止するものとする。
(開札)

第10条 開札は、入札者を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者が開札に立ち会わない場合は、当該入札に関係のない職員1人を立ち合わせるものとする。

(落札者の決定)

第11条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内において、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。

3 くじによる落札者の決定においては、当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとする。

(再度入札)

第12条 予定価格の事前公表を行わない入札において、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいない場合は、再度の入札を行うものとする。ただし、指

名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が2者に満たなくなった場合は、この限りでない。

2 前項の再度入札は、原則として1回(初回を含め計2回)とする。

3 予定価格の事前公表を行う入札においては、再度入札を行わないものとする。

(異議の申立て)

第13条 入札者は、入札後、規則、仕様書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

(契約の締結)

第14条 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内(西予市の休日を定める条例(平成16年西予市条例第2号)第1条に規定する市の休日を含まない。)に契約を締結しなければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の契約締結前に、落札者に対して履行の可否の確認等を行うことができる。

(議会の議決に付すべき契約)

第15条 西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西予市条例第57条)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決を得たとき本契約を締結する旨を記載した仮契約書(仮契約内容を記録した電磁的記録を含む。)により仮契約を締結するものとする。

(契約保証金)

第16条 落札者は、契約締結と同時に、契約金額の10分の1以上(低入札価格調査に係る契約にあつては10分の3以上)の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(落札の取消し)

第17条 落札者が第14条第1項に規定する期間内に契約を締結しないとき(前条に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。)は、当該落札は、その効力を失うものとする。

(標準様式)

第18条 標準となるべき入札書、委任状及び入札辞退届の様式は、次に定めるところによるものとする。

(1) 入札書(様式第2号)

(2) 委任状(様式第3号)

(3) 入札辞退届(様式第4号)

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、入札者に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第15条の規定中仮契約内容を記録した電磁的記録に関する部分は、令和8年5月1日以降に入札公告又は入札通知書の送付を行う契約から適用する。